

第5回
別海町みんなでつくる
自治基本条例検討委員会
【全体会議】
議案



日 時：平成22年11月12日（金）午後2時～午後4時
場 所：101・102号会議室

《会議次第》

1. 開 会

2. 挨拶 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員長

3. 報 告

(1) 各グループより検討内容について報告・・・・・・・・・・ 2

- ・ Aグループ 【第6章 議会（全6条）】【第9章 連携と協力（全3条）】
- ・ Bグループ 【第4章 町民（全4条）】【第5章 コミュニティ（全3条）】
- ・ Cグループ 【第2章 情報共有（全6条）】【第3章 町民参加と協働（全6条）】
- ・ Dグループ 【第7章 行政（全4条）】【第8章 行財政運営の原則（全7条）】

4. 議 題

(1) 前文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

(2) 第10章 条例の見直し（全1条）・・・・・・・・・・ 32

5. その他

○次回開催日について（11月15日の週）

※空き状況 18日（木）19時～21時

19日（金）13時～21時

【11月 日（ ） 時から別海町役場101・102会議室】

5. 閉 会

(1) 各グループより検討内容について報告

別海町みんなで作る自治基本条例検討委員会

グループ検討概要

第2章 情報共有（Cグループ）

～草案より～

（情報共有の基本）

第6条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを強く認識することを基本とします。

○検討委員からの意見

- ・情報共有の基本ではあるが、個人情報との兼ね合い等、非常にデリケートな部分も含んでいると考える。
- ・「まちづくりに関する情報」とすることで、個人情報など、お互いに伝え合うことができない情報について配慮していると考え。
- ・総論として情報共有を定義するのであれば良いのではないかと。

●結果

- ・本章全体を検討したうえで、情報共有の基本としての本条を検討する。

（情報共有の基本）

第6条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを強く認識することを基本とします。

-----次の条へ-----

～草案より～

（情報提供）

第7条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的に、わかりやすく、適時に提供します。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政へ積極的に提供します。

○検討委員からの意見

- ・文章は町民に分かりやすいよう、単純明快にする必要があると考えます。
- ・議会及び行政側と町民それぞれの提供の立場が規定されていて良いのでは。
- ・町民としては、情報の提供先など具体的に規定することで、より分かりやすくなるのではないかと。（連絡先の具体的表示など）
- ・条例は大きくとらえる部分の規定であり、具体的に掘り下げて規定することもできるが、どこまで規定するかも検討対象になる。

○検討委員からのふりかえりの意見

- ・第2項にある町民からの情報提供については、規定しなくても良いのでは？第6条においても、基本として町民は行政と情報を伝え合いとなっている。他の市町村においても規定しているところは少ないようだが。
- ・第9条の（説明責任）の条文において、「わかりやすく説明」といった文言から「わかりやすく」を削除している。本条の「わかりやすく」をどうすべきか検討すべきでは。個人的には削除しなくても良いと考えるが、そろえても良い。

●結果

- ・上記の条文で良い。
- ・情報提供という見出しの中では、議会及び行政と町民のそれぞれに規定することとする。また、情報提供についても「わかりやすく」を盛り込む。

（情報提供）

第7条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的に、わかりやすく、適時に提供します。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政へ積極的に提供します。

----- 次の条へ -----

～草案より～

（情報公開）

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利があります。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別海町情報公開条例（平成14年12月19日別海町条例第42号）の規定により、情報を公開します。

○検討委員からの意見

- ・情報公開条例の制度を知らない町民も多いのではないかと。
- ・情報公開の制度があるといったことを規定しており、この規定に基づき、全ての情報が公開されるものではないと町民に理解してもらう必要はある。
- ・「別海町情報公開の規定により」の部分を詳しく述べても良いのでは。

●結果

- ・上記の条文で良い。

（情報公開）

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利があります。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別海町情報公開条例（平成14年12月19日別海町条例第42号）の規定により、情報を公開します。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(説明責任)

第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民にわかりやすく説明する責務があります。

○検討委員からの意見

- ・情報公開の規定と同様に、全ての保有する情報について公開できるわけではないと考えるので、規定に基づくといった文言や、出来るものと出来ないものをわかりやすく規定してはどうか。
- ・文章として、全ての町民に対してわかりやすく説明することは、いろいろな人がいるので難しいと考えるので、「わかりやすく」を削っても良いのでは。
- ・条例として、当たり前なことや、理念的なことを規定しているので、「わかりやすい」説明も当たり前なことではないか。

○検討委員からのふりかえりの意見

- ・第7条との整合性もあるが、文章表現としてはどちらでも良いと考える。どちらかでそろえるのも良いのではないか。
- ・「説明」と「提供」の意味合いの違いもあるので、それぞれで考えても良いのでは。

●結果

- ・上記の意見により、「わかりやすく」を削除した以下のとおり修正。

(説明責任)

第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民に説明する責務があります。

-----次の条へ-----

～草案より～

(個人情報の保護)

第10条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別海町個人情報保護条例（平成14年12月19日別海町条例第43号）の規定により、適正に保護します。

○検討委員からの意見

- ・情報公開の規定と同様に、制度として規定することは特に問題ないと考える。

●結果

- ・上記の条文で良い。

(個人情報の保護)

第10条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別海町個人情報保護条例（平成14年12月19日別海町条例第43号）の規定により、適正に保護します。

-----次の条へ-----

～草案より～

(町民の意見等への取扱い)

第11条 行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処します。

○検討委員からの意見

- ・まちづくりに関する意見の範囲など、判断が難しい。
- ・行政として、何もかも全て意見を聞くことはできませんと規定しているとも読み取れる。
- ・「まちづくり」の言葉の定義によって、どんな意見ならば対応できるかわ変わる。
- ・条例自体は具体的な表現を含んでいない部分も多いので、解説書など別のもので、町民への理解を図っていく方法も検討すべきである。
- ・「要望等」と規定している部分も、「等」にはどんなものを想定しているか必要ではないか。
- ・「まちづくり」の定義・表現によっては、内容も変わってしまう場合も考えられる。草案では「まちづくり」を使っているのので、条例を見た人が理解できる定義が大事。
- ・違和感はないが、あいまいな規定ではある。
- ・「まちづくり」といった言葉自体は、理解されやすい。むしろ「自治基本条例」の方があじけない印象がある。

○検討委員からのふりかえりの意見

- ・一人でまちづくりはできない。町民の意見には、団体やサークル等からの要望・要請も含んでいる。

●結果

- ・グループとして、「まちづくり」の解釈について理解できるようにすることとし、草案に基づく内容は、条項に必要と考えます。
- ・「要望等」という表現について、「等」を削るかどうか、行政において判断してもらうこととする。

(町民の意見等への取扱い)

第11条 行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処します。

次の条へ

～草案より～

(町民参加の基本)

第12条 町民は、まちづくりの主体として、自主的・自発的にまちづくりに参加することを基本とします。

○検討委員からの意見

- ・自主的・自発的とは同じような意味ではないか。積極的でも良いのでは。
- ・町民が自ら参加するということであれば、自主的・自発的でも文章表現としてよいのでは。
- ・「町民は」と始まる文章表現が、行政側から言われているような捉え方もできる。
- ・いまの別海町で行われているイベント等、様々な場面でこの規定のような活用が出来れば良い。
- ・最近、身近なイベント等でもだんだん参加する人が少なくなっている現状もある。
- ・親の世代の人たちが積極的にまちづくりに参加していかなければ、次の世代の子ども達にも浸透していかない。

●結果

- ・上記の条文で良い。

(町民参加の基本)

第12条 町民は、まちづくりの主体として、自主的・自発的にまちづくりに参加することを基本とします。

----- 次の条へ -----

第3章 町民参加と協働（Cグループ）

～草案より～

(町民参加の推進)

第13条 行政は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民のまちづくりへの参加を推進し、意志を尊重します。

2 行政は、次の各号に掲げるときは、町民の参加を図らなければならない。

- (1) 基本的な計画の策定又は見直しをするとき。
- (2) 行政評価を実施するとき。
- (3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。
- (4) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法や整備に係る基本的な計画策定又は重要な変更をするとき。

3 前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、まちづくりに反映します。

○検討委員からの意見

- ・規定の内容について委員より質問が多く出されたことから、事務局においてそれぞれの内容を説明。

●結果

- ・上記の条文が良い。

(町民参加の推進)

第13条 行政は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民のまちづくりへの参加を推進し、意志を尊重します。

2 行政は、次の各号に掲げるときは、町民の参加を図らなければならない。

(1) 基本的な計画の策定又は見直しをするとき。

(2) 行政評価を実施するとき。

(3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。

(4) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法や整備に係る基本的な計画策定又は重要な変更をするとき。

3 前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、まちづくりに反映します。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(町民参加の方法)

第14条 町民は、次に掲げる方法でまちづくりに参加することができます。

(1) 審議会等への委員としての参加

(2) 意見交換会への参加

(3) アンケート調査への意見表明

(4) 町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明

(5) 町政ご意見箱・ホームページからの意見

(6) その他適切な方法

2 行政は、前項各号の方法に関し必要な事項を、別に定めます。

○検討委員からの意見

- ・行政側が定期的に行う懇談会もあって良い。まちづくりについての必要性をそれぞれの地域において話す機会にもなる。(6)のその他適切な方法に含めてはどうか。

●結果

- ・上記の条文が良い。

(町民参加の方法)

第14条 町民は、次に掲げる方法でまちづくりに参加することができます。

(1) 審議会等への委員としての参加

(2) 意見交換会への参加

(3) アンケート調査への意見表明

(4) 町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明

(5) 町政ご意見箱・ホームページからの意見

(6) その他適切な方法

2 行政は、前項各号の方法に関し必要な事項を、別に定めます。

次の条へ

～草案より～

(協働の推進)

第15条 町民、議会、行政及び多様な主体は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めます。

2 議会及び行政は、協働のまちづくりを進めるにあたって、町民の自主性を尊重するとともに、情報を共有して、相互理解のもとに信頼関係を築きます。

○検討委員からの意見

・「多様な主体」とは何か。幅広く別海町に関係ある人々や団体を含めての協働か。

●結果

・上記の条文で良い。

(協働の推進)

第15条 町民、議会、行政及び多様な主体は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めます。

2 議会及び行政は、協働のまちづくりを進めるにあたって、町民の自主性を尊重するとともに、情報を共有して、相互理解のもとに信頼関係を築きます。

次の条へ

～草案より～

(住民投票)

第16条 住民投票は、住民、議会及び町長の発議により、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格やその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

○検討委員からの意見

・制度として規定しても良い

・実際の事案について条例で定めるときは、投票は住民だけとなるのか。あくまでもその際には別に定めるものなのかも知れないが、いろいろな団体もあるので、配慮も必要では。

●結果

・上記の条文で良い。

(住民投票)

第16条 住民投票は、住民、議会及び町長の発議により、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格やその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(住民投票の請求と発議)

第17条 住民のうち選挙権を有する者が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条の規定により住民投票条例の制定を町長に請求したとき。

2 議員が法第112条の規定により住民投票条例を発議したとき。

3 町長がまちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事項について、住民の意思を直接に確認する必要があると判断したとき。

○検討委員からの意見

- ・住民投票の方法として規定しても良い。
- ・実際はなかなか想定される事態にはなりづらいと思うが。

●結果

- ・上記の条文で良い。

(住民投票の請求と発議)

第17条 住民のうち選挙権を有する者が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条の規定により住民投票条例の制定を町長に請求したとき。

2 議員が法第112条の規定により住民投票条例を発議したとき。

3 町長がまちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事項について、住民の意思を直接に確認する必要があると判断したとき。

----- 次の条へ -----

第4章 町民（Bグループ）

～草案より～

(町民の権利)

第18条 町民は、まちづくりの主体として参加する権利があります。

2 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。

3 町民は、行政サービスを受ける権利があります。

4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

○検討委員からの意見

- ・既に別の法令で規定（二重定義）されているものや、当たり前のものを規定することについてどうなのか。あえて規定していると解釈すべきと考える。
- ・情報を自ら取得する権利とは、行政から与えられるばかりではなく、不十分なものについては、自ら取得もできるといった意味で規定する必要があると考える。
- ・第1項について、「まちづくり」の定義にもよるが、文章として、何に参加するのか分かりづらい。基本理念にも「まちづくりの主体」という文言があるからかもしれないが。
- ・「町政に参加する」とすると、少し難しい表現となってしまうのではないか。
- ・ぱっと見て分かりやすくするのであれば「まちづくりに参加」としてはどうか。
- ・第4項について、年齢にふさわしい参加とは、町内会や子ども会への参加から住民投票まで想定していると考ええる。
- ・子ども達がこの条例を見て、内容を理解することも必要であるが、大人がこの内容について十分理解し、実践することが重要である。子どもは別海町の財産である。

○検討委員からのふりかえりの意見

- ・第1項について、草案の「まちづくり」の定義にも係るが、定義されている内容であれば、果たして、町民の権利と規定することが妥当であるか？権利でまちづくりをするのか？
- ・この規定においても、町民は、積極的にまちづくりに関わることができるといった内容であると解釈はできるのでは。表現としては正しいと考える。
- ・「権利」には色々な意味があり、①特定の利益を他人に対し主張できる力、②何かをする自由を認められている事柄、がある。ここでは後者の意味での表現である。
- ・意味が複数あるのであれば、「権利」の捉え方次第で文章に誤解を招かないか？「権利」についても定義付けする必要もあるのではないか。
- ・「義務」や「しなければならない」を用いると、語句が強くなってしまう。「権利」に代わる良い語句があれば検討し、ないのであれば解説書等でわかりやすく語句を説明してはどうか？一つ一つの語句について「定義」に規定していくのは限りがなくなってしまう。
- ・文章として表現を考えると、「まちづくり」に参加することができるといった内容は理解できる。
- ・この章において、見出しを「権利」と「責務」を規定するのであれば、本条の表現はこれで良いのでは。解説書等を作成することで、内容を理解してもらおう。
- ・第2項について、「自ら取得する権利」とあるが「知る権利」とした方が分かりやすいのでは。
- ・「知る」では与えられているような感じがする。「取得」の場合の方が積極的な感じがする。意味としては同じである。

●結果

- ・上記の意見により、第1項については、何に参加するのかを明らかにするため、以下のとおり修正。

(町民の権利)

第18条 町民は、まちづくりに参加する権利があります。

- 2 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。
- 3 町民は、行政サービスを受ける権利があります。
- 4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

-----次の条へ-----

～草案より～

(町民の役割と責務)

- 第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動するとともに、きずなを深め世代を越えたまちづくりに努めます。
- 2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供するよう努めます。
 - 3 町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に責任を持つよう努めます。
 - 4 町民は、お互いに尊重し合い、協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するよう努めます。
 - 5 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

○検討委員からの意見

- ・見出しとして、「責務」という語句を、町民に規定するのに違和感がある。
- ・町民についても責務はあるのでは。ここでは語尾では努めますとしているし。
- ・権利に対して義務（責務）はある。題としては「義務」よりも「責務」といった表現で良いのでは。
- ・第1項について、自ら考えて行動するといった規定の部分と、世代を越えたまちづくりの規定の部分が、一つの文章として違和感がある。きずなを深めといった文章も唐突過ぎでは。
- ・「きずな」といった表現が第1項に規定されるのは、いきなりではないか。
- ・未来永劫まちづくりを続けていくといった役割を規定するのであれば、「将来にわたって誰もが暮らしやすいまちづくりに努める」といった表現とし、世代間交流の部分については、別の項に盛り込んではどうか。例えば第4項の連携の部分に含めるなど。
- ・「町民」の定義を考えれば、第1項において世代を越えた交流を定義しても良いのでは？
- ・世代間交流については、世代を越えてだけでなく、職業や性別を越えてといった規定はどうか。
- ・男女平等の時代でもある。本章に規定するのであれば、あえて性別を越えてと規定する必要は無いのでは。

○検討委員からのふりかえりの意見

- ・ 町民の責務の条文に自然環境等に配慮する文言を規定する場合に、例を挙げれば、不在地主への対応といった場合、文言に疑義を感じる。定義では「町民」、「住民」あるいは「多様な主体」を設け、それぞれの条文で使い分けているが、この文章であれば、不在地主は町民に含まれないと解釈してしまい、規定の対象外になってしまうのではないか。そうであれば、定義においてはすべて「町民」の方が良いと考える。
- ・ 条文によっては「町民」を分けて規定しなければならない必要がある。その為「住民」等を定義している。
- ・ 「町民」一本で規定できない以上、それぞれの規定の対象について、町民に理解してもらうような配慮が必要と考える。
- ・ 自然環境等への配慮は、事業者こそ規定する必要がある、町民は不要では。町民に規定するのであれば、子どもや高齢者等への配慮の方が良いのでは。
- ・ 第4項には福祉に関する責務も含んでいると解釈できるのではないか。
- ・ 自然環境等への配慮について、町民にとっては当たり前の責務であり、それを犯すとすれば事業者であるといった考えに立てば、事業者のみの規定で良いのでは。
- ・ 町民であっても規定しておかなければならない現状もあるのではないか？
- ・ 第1項に「環境」といった文言を盛り込み、自然環境等への配慮の意味も含めてはどうか？

●結果

- ・ 上記の意見により以下のとおり条文を修正する。
- ・ 第1項に、町民へ求める自然環境等への配慮の規定を盛り込む事とする。
- ・ 第4項の解説書等に、子どもや高齢者等への配慮も盛り込む事とする。

(町民の役割と責務)

第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、**将来にわたって誰もが暮らしやすい環境の**まちづくりに努めます。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供するよう努めます。

3 町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に責任を持つよう努めます。

4 町民は、お互いに尊重し合い、**職業や世代を越えて**協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するよう努めます。

5 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(事業者の役割)

第20条 事業者とは、町内で事業活動を行う者をいいます。

- 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。
- 3 事業者は、まちづくりの一員として、地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

○検討委員からの意見

- ・事業者だけではなく、町民にも自然環境や生活環境への配慮も必要ではないか。町民の役割や責務にも規定すべきでは。
- ・事業者には法人も個人も含まれる。定義においては、事業を営む法人のみしか規定していないので、個人も規定すべきではないか。

○検討委員からのふりかえりの意見

- ・第1項の「者」について「もの」ではないか。全体をとおして文言の整合性が必要。
- ・第3項について、「地域活動」の前に「積極的に」を盛り込んでも良いのでは？
- ・ここで規定する事業者には個人も法人も含まれる。定義の「町民」には法人の規定しかないので、個人事業者も「町民」の定義に含めるべき。

●結果

- ・上記の意見により以下のとおり条文を修正する。
- ・第1項の「者」を「もの」へ変更する。
- ・第3項について、「積極的」を盛り込む事とする。

(事業者の役割)

第20条 事業者とは、町内で事業活動を行うものをいいます。

- 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。
- 3 事業者は、まちづくりの一員として、積極的に地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

.....次の条へ.....

～草案より～

(地域活動団体の役割)

第21条 地域活動団体とは、町内会をはじめとする、地域で自主的に公共的活動を行う、地域に根ざして形成された団体及び町民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動を行う団体をいいます。

- 2 地域活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの特性を活かした活動や交流を通じ、まちづくりへの活動の輪を広げます。

○検討委員からの意見

- ・「町民」の定義に町内で活動する団体を含んでいるので、地域活動団体の役割をあえて規定する必要はないのではないか。定義との整合性が必要である。
- ・町内会以外の地域活動団体とは、具体的にどんな団体を想定しているのかわかりづらい。
- ・地域での活動について条例に規定するのであれば、別海町における各地域（西春別や尾岱沼など）の主体的な取組（地域主権）について、役割を盛り込んでも良いのではないか。
- ・第5章で規定されているコミュニティとも重なる部分であり、この条文を規定すると、コミュニティの章が生きてこないのではないか。
- ・文章の内容としては良いかもしれないが、表現は変えるべきである。
- ・いきなり地域活動団体の役割を規定しても理解しがたい。背景的な規定も必要である。
- ・コミュニティにも、地域で活動する団体を含んでいるのであれば、ここで規定する地域活動団体もコミュニティに含まれていると考えるべきである。

○検討委員からのふりかえりの意見

- ・第1項について、「自主的」や「自らの意志で主体的」といった同じような意味の語句が使われているので整理してはどうか。
- ・「公共的」と「公益性」は別のものである。どちらも規定する草案は考え方として良いのでは。
- ・公共や公益を含めた「社会的」といった語句も考えてはどうか。
- ・地域活動団体の定義を規定するのであれば、どんな団体を指すかを簡潔に規定し、その他の説明については、解説書等で補足してはどうか。
- ・第2項について、「地域社会の一員として」は削除しても良いのでは。無くても役割として理解はできる。
- ・単に「それぞれの特性」と規定するのではなく、「地域の特性」としてはどうか。第1項で「地域に根ざして形成された」とすでに規定されているが、「団体」と「特性」のどちらにも「地域」を盛り込んだ方がより地域が生きると考える。

●結果

- ・上記の意見により、以下のとおりとする。

（地域活動団体の役割）

第21条 地域活動団体とは、**町内会をはじめとする、地域に根ざして形成された組織・団体**をいいます。

2 地域活動団体は、それぞれの**地域**特性を活かした活動や交流を通じ、まちづくりへの活動の輪を広げます。

次の条へ

第5章 地域コミュニティ（Bグループ）

～草案より～

（コミュニティ）

第22条 コミュニティとは、地域において自ら出来ることを考え行動し、豊かなまちづくりに取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織及び団体をいいます。

○検討委員からの意見

- ・今の時代「コミュニティ」という言葉は広範囲で使われている。インターネット上でもコミュニティという語句を用いている。ここでは「地域」をつけ、地域に限った「地域コミュニティ」としてはどうか。

○検討委員からのふりかえりの意見

- ・条文自体の文言もあるが、実際にこの条例を見て実践していく町民の方へ、どのように説明していくかが大事である。言葉の意味が複数あるような場合もあることから、運用面に係る説明が必要ではないか。
- ・条文そのものとして考え直す必要があるのでは。ここで規定している内容が一体何か読み取れなければならない。ここで規定している「コミュニティ」の定義とは、町内会や自治会と考えられる。そうであれば、町内会や自治会にしぼって文章にしたほうがわかりやすいのでは。
- ・多様な人と人とのつながりはコミュニティには欠かせないと考える。
- ・「コミュニティ」を定義するのであれば、狭い範囲のものを規定し、それらが多様な人々とつながっていくと考えるべきではないか。
- ・草案の条文からは、町内会や自治会だけではなく、様々に活動する団体まで規定していると理解できる。
- ・第21条での草案にある「地域活動団体」と区別して規定する必要があるのではないか。コミュニティにそれらの団体を含むのはどうか？
- ・第22条は、包括的にコミュニティを規定し、第21条は地域活動団体の役割として規定することは、別であると考えて良いのではないか。
- ・自分自身が活動している団体に置き換え考えると、第21条はそれぞれの団体はどのような活動を行うべきかの規定で、第22条は、そのような一つ一つが集まったなかでは何をすべきか規定していると読み取れる。狭いものと広いものという考えである。
- ・条文の言葉じりではなく、町民に読んでもらえるような形で検討すべきである。解説書等で、この条例で規定している団体が具体的にどんなものか理解できれば、文章としては草案の内容でも良いのではないか。
- ・実践する町民に理解してもらうには例題まで記載のある解説書があっても良い。協働の窓口が組織としてあっても良い。
- ・コミュニティの章で地域活動団体を規定するのはどうか。
- ・地域活動団体は、章で考えるならば【第4章 町民】に含んだほうが良い。
- ・広くコミュニティを規定するにしても、草案の文章はわかりづらい。

- ・この条例が理念条例であるのであれば、ある程度解釈に幅を持たせるのもあり得るが、この条例は規範とも位置付けている。町民にとって法律であれば、意識としての方向性がぶれないようにするべき。目的をきちっと規定する必要がある。

●結果

- ・上記の意見により、「地域コミュニティ」については、幅広く地域コミュニティを定義するものとする。なお、より文章をわかりやすくするため「地域において自ら出来ることを考え行動し」を削除し、以下のとおりとする。

(地域コミュニティ)

第22条 地域コミュニティとは、豊かなまちづくりに取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織及び団体をいいます。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(地域コミュニティにおける町民の役割)

第23条 町民は、協働によるまちづくりを進めるため、地域コミュニティが果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めます。

○検討委員からの意見

- ・条文の内容で良いと考える。

●結果

- ・上記の条文で良い。

(地域コミュニティにおける町民の役割)

第23条 町民は、協働によるまちづくりを進めるため、地域コミュニティが果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めます。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(議会及び行政と地域コミュニティのかかわり)

第24条 議会及び行政は、地域コミュニティとの協働を進めるため、地域コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、その活動に応じて支援します。

○検討委員からの意見

- ・「活動に応じて」という表現が引っかかる。削除しても良いのではないかと。
- ・議会についても、立法の立場から支援する場合も考えられる。

●結果

- ・上記の意見により、「活動に応じて」を削除し、以下のとおりとする。

(議会及び行政と地域コミュニティのかかわり)

第24条 議会及び行政は、**地域**コミュニティとの協働を進めるため、**地域**コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、**その活動を支援します。**

-----次の条へ-----

第6章 議会 (Aグループ)

～草案より～

(議会の設置)

第25条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

○検討委員からの意見

- ・地方自治法に既定されているものではあるが、別海町として多くの町民に認識してもらうため、この条例の中でこの規定が必要という前提で検討しては？
- ・それでも、改めて規定する必要があるのか考えてしまう。
- ・いままでの議会がどうだとかではなく、別海町として自治基本条例を作るのであれば、項目として必要ではないか。
- ・文章表現は、町民にわかりやすく、肩肘張らず、だけど中身のあるものにしないといけない。
- ・第26条第1項の規定に、「選挙で選ばれた代表で構成する議事機関」と規定している。本条においても「町民の代表機関」としており、設置と役割の規定で、どちらも同じような文章が規定されているのが気になる。
- ・「信託」といった文言が町民にとってわかりやすいか。「信託」とは信用して任せるという語句の意味である。「信託」と第26条第1項の「選挙で選ばれた」は同じ意味と考えるが、そろえるべきなのか、あるいは使い分ける理由があるのか。
- ・組織としての議会の設置を規定しているので、選挙で選ばれたとはせず、「信託」を使っても良いのでは。
- ・やさしい言葉として「町民の意思に」というのはどうか。
- ・「信託」には、信頼して政治などを任せるという意味がある。

●結果

- ・上記の条文で良い。

(議会の設置)

第25条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

-----次の条へ-----

～草案より～

(議会の役割)

第26条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議をする機会の拡充に努めます。

3 議会は、議決による意思決定の課程及び妥当性を町民に明示するものとします。

○検討委員からの意見

- ・第25条と本条の第1項の文章が同じようでわかりづらい。同じような内容であるならば、一文にすることも考えてはどうか。
- ・設置と役割を区別し規定したほうが、わかりやすい。
- ・第3項について、少数意見に対する対応についても規定してはどうか。
- ・「妥当性」に含むと解釈し、あえて含まなくても良いのでは。

●結果

- ・上記の条文が良い。

(議会の役割)

第26条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議をする機会の拡充に努めます。

3 議会は、議決による意思決定の課程及び妥当性を町民に明示するものとします。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(議会の権利)

第27条 議会は、別海町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

○検討委員からの意見

- ・特になし

●結果

- ・上記の条文が良い。

(議会の権利)

第27条 議会は、別海町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(議会の責務)

第28条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町がまちづくりの指針として策定する総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

○検討委員からの意見

・特になし

●結果

・上記の条文で良い。

(議会の責務)

第28条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町がまちづくりの指針として策定する総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(議員の責務)

第29条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。

2 議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めます。

3 議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めます。

4 議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めます。

5 議員は、別海町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めます。

○検討委員からの意見

・ここに規定されている事を、是非実行して頂きたい。

●結果

・上記の条文で良い。

(議員の責務)

第29条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。

- 2 議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めます。
- 3 議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めます。
- 4 議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めます。
- 5 議員は、別海町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めます。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(議会の運営)

第30条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

- 2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当ではないときは、非公開とすることができます。
- 3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めます。

○検討委員からの意見

- ・第2項について、非公開とするときは、その理由を開示すべきと考えるので、条文にそのような文言を規定してはどうか。
- ・過去に非公開の例があったのかは分からないが、今後あり得るのであれば規定すべきである。

●結果

- ・上記の意見により、以下のとおり修正する。

(議会の運営)

第30条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

- 2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当ではないときは、その理由を付して、非公開とすることができます。
- 3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めます。

----- 次の条へ -----

第7章 行政（Dグループ）

～草案より～

（執行機関の役割と責務）

- 第31条 執行機関は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民や議会と連携協力して町政を執行しなければならない。
- 2 執行機関は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を適正に管理し、執行しなければならない。
- 3 執行機関は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

○検討委員からの意見

- ・第31条第1項の「及び制度」について、理念、原則ときて、ここで規定している制度がなにを指しているのか分からない。総則の章にも「制度」とは何かは規定されていない。特に具体的なものがなければ、条文から削除し、必要なものであれば総則に規定すべき。
- ・法律に基づく制度を想定しているのであれば、条文に規定しなくてもよいのでは。
- ・この自治基本条例において規定している制度のことを指すのであれば、内容は理解できるが、文章として紛らわしいものである。
- ・条例全体にいえることだが、まちづくりという言葉の使用についてどうなのか。それに代わる良い言葉はあるか。
- ・この章は、町民に理解してもらうことも大事だが、行政の側こそ内容を理解してもらい、これが何につながっていくのか、今後の成果としてあらわしてほしい。当然、今後の運用も大事である。

※前回の会議時に、草案の第31条第1項にて規定している「制度」が、どのような制度を指しているのかについて、職員プロジェクト内での検討について事務局に確認を求めています。その回答として、ここで規定している「制度」とは、【この自治基本条例において定められた制度】であることが報告されました。

○検討委員からのふりかえりの意見

- ・草案における規定が報告の内容であれば、文章表現として、単に「制度」とせず、具体的に規定した方がわかりやすい。
- ・あいまいにならないよう、「条例において定められた制度」と規定してはどうか。

●結果

- ・「制度」の位置づけを明確にするため、以下のとおり修正する。

(執行機関の役割と責務)

第31条 執行機関は、この条例の基本理念、基本原則及び本条例において定められた制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民や議会と連携協力して町政を執行しなければならない。

2 執行機関は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を適正に管理し、執行しなければならない。

3 執行機関は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。

次の条へ

~草案より~

(町長の設置)

第32条 町民の信託に基づき、別海町の代表として町長を設置します。

○検討委員からの意見

- ・「設置」という言葉はどうか。
- ・地方自治法では、「置きます。」とはなっている。
- ・この規定をなくした場合でも、条例の構成上は、問題ないのでは。

●結果

- ・上記の検討により、以下のとおり修正する。

(町長の設置)

第32条 町民の信託に基づき、別海町の代表として町長を置きます。

次の条へ

~草案より~

(町長の役割と責務)

第33条 町長は、別海町の代表として町民の信託に応え、この条例の基本理念を遵守し、公正かつ誠実にまちづくりに当たらなくてはならない。

2 町長は、職員を適正に指導監督するとともに、効率的な組織体制を整備しなければならない。

3 町長は、町政を行うための知識と能力を持った人材の育成をしなければならない。

4 町長は、まちづくりに関する情報を町民に分かりやすく説明しなければならない。

○検討委員からの意見

- ・第1項の「別海町の代表として」という文言は、規定しなくても良いのではないか。あえて強調するといった意味も考えられるが、文章としてすっきりさせるべき。町民の信託といった表現もされていることから。
- ・条例に規定する以上、その内容が実行されるべきものでなくてはならない。そうでなければ意義がない。

- ・第3項の「人材の育成」という文言が、職員を規定しているとは思いますが、町民も含むような読みとりかたも出来てしまう。ここでは明確に「職員」といった文言を盛り込むべきではないか。「人材」は言葉として不特定多数を指す。
- ・「町政を行う」という文言も、町民を含む解釈も出来るので、「担う」などを用いると良いのではないか。その方が分かりやすい。

●結果

- ・上記の検討により以下のとおり修正する。
- ・第1項については、「別海町の代表として」を削除する。
- ・第3項について、「行う」を「担う」へ、「人材」を「職員」へ変更する。

(町長の役割と責務)

第33条 町長は、町民の信託に応え、この条例の基本理念を遵守し、公正かつ誠実にまちづくりに当たらなくてはならない。

- 2 町長は、職員を適正に指導監督するとともに、効率的な組織体制を整備しなければならない。
- 3 町長は、町政を担うための知識と能力を持った職員の育成をしなければならない。
- 4 町長は、まちづくりに関する情報を町民に分かりやすく説明しなければならない。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(執行機関の職員の役割と責務)

第34条 職員は、全体の奉仕者として、常に町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、公正で誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。
- 3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、職務を遂行しなければならない。
- 4 職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行しなければならない。

○検討委員からの意見

- ・第1項について、「全体」の奉仕者とは何か。意味として「町民」や「住民」の奉仕者ではないのか。「全体の奉仕者」とは、地方公務員法からの引用である。
- ・執行機関の役割と責務同様、「制度」が何を指すか確認すべきである。想定する内容によっては、他の条文の追加等も必要である。
- ・「全体の奉仕として」の一文を削除してしまうと、その後続く「町民の目線」という文言に対して、職員がどんな立場で目線に立つのかの表現が弱くなるのではないか。
- ・第3項について、ここで規定している内容は条文に規定すべきと考えます。
- ・第4項について、自治基本条例に条文として規定する必要があるのか。

●結果

- ・上記の条文で良い。

(執行機関の職員の役割と責務)

- 第34条 職員は、全体の奉仕者として、常に町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、公正で誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。
- 3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、職務を遂行しなければならない。
- 4 職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行しなければならない。

----- 次の条へ -----

第8章 行財政運営の原則（Dグループ）

～草案より～

(総合計画)

- 第35条 行政は、まちづくりの将来の姿を明らかにし、地域で育まれてきた資源やこれまでのまちづくりの成果などの地域特性を最大限に生かし、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。
- 2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。
- 3 行政は、各分野における個別計画等について、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との整合性を図りながら進めます。

○検討委員からの意見

- ・国の政策や社会情勢を考慮し計画を策定しているのであれば、そういった文言を盛り込む必要はないだろうか。見直しの規定など。
- ・総合計画は今後10年間の計画であるが、第6次の総合計画自体において、5年経過する段階で一度見直しをすることとしている。
- ・第7次の総合計画で見直しがなくなってしまうようであれば、本条例に規定すべきではないか。
- ・あくまでも総合計画の策定において、見直しについては検討すべきではないか。
- ・「これまでのまちづくりの成果」が「地域で育まれてきた資源」についても含んでいるのではないか。資源のかたまりがまちづくりの成果と考えるので、「まちづくりの成果」という表現は削っても良いのではないか。
- ・「資源」と「成果」ではそれぞれ中身が違うものとして規定すべきか。
- ・「まちづくりの成果」と規定する方が、文章としてあいまいになり分かりづらい。
- ・「まちづくりの将来の姿」とは、総合計画を策定する際の10年後の目標と考えるのか。
- ・「資源」には、まちづくり・人づくり・教育・文化等幅広く含めて資源。「地域の特性」は、別海の広い面積、産業のことではないか。

- ・第3項について、各分野における個別計画等とは具体的に何かわかるようにしても良いのでは。

●結果

- ・上記の意見により以下のとおり修正。なお、総合計画の見直しに関する規定については、総合計画自体に盛り込んでおり、本条例には規定しないこととします。

(総合計画)

第35条 行政は、まちづくりの将来の姿を明らかにし、**地域で育まれてきた資源や地域の特性を最大限に生かし**、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

- 2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。
- 3 行政は、各分野における個別計画等について、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との整合性を図りながら進めます。

.....次の条へ.....

~草案より~

(行政評価)

第36条 行政は、効果的かつ効率的な町政を進めるため、行政評価の仕組みを確立し、総合計画に掲げた将来像の実現と行政能力の向上に取り組み、住民サービスの向上を図ります。

- 2 行政は、行政評価の実施にあたって、町民参加による外部評価を実施するとともに、評価結果の分かりやすい公表と町民からの意見収集を行い、町が行う政策へと反映します。

○検討委員からの意見

- ・現在のところ具体的な制度がない中で規定することについて、行政はどうか。
- ・第2項について、町民参加による評価を「外部評価」と表現するのはどうか。行政と町民がともに行うものであるので不適切では。

●結果

- ・上記の意見により、以下のとおり修正。

(行政評価)

第36条 行政は、効果的かつ効率的な町政を進めるため、行政評価の仕組みを確立し、総合計画に掲げた将来像の実現と行政能力の向上に取り組み、住民サービスの向上を図ります。

- 2 行政は、**町民参加による行政評価を実施**するとともに、評価結果の分かりやすい公表と町民からの意見収集を行い、町が行う政策へと反映します。

.....次の条へ.....

～草案より～

(財政運営)

第37条 行政は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、健全な財政運営を行います。

- 2 行政は、総合計画や行政評価等を踏まえた予算を編成します。
- 3 行政は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。
- 4 行政は、財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成して公表します。

○検討委員からの意見

- ・規定について特に意見なし。

●結果

- ・上記の条文で良い。

(財政運営)

第37条 行政は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、健全な財政運営を行います。

- 2 行政は、総合計画や行政評価等を踏まえた予算を編成します。
- 3 行政は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。
- 4 行政は、財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成して公表します。

.....次の条へ.....

～草案より～

(組織体制)

第38条 行政は、社会経済情勢の変化やまちづくりの課題に効率的かつ迅速に対応できる執行体制を確立します。

○検討委員からの意見

- ・組織体制は誰が確立するのか。行政の定義でいえば、この規定には町長と執行機関はとなるが。
- ・執行機関においてもこの規定に基づきまちづくりや行政運営に対応する必要がある。
- ・町長の役割と重複するが、組織としての規定は問題ないのでは。

●結果

- ・上記の条文で良い。

(組織体制)

第38条 行政は、社会経済情勢の変化やまちづくりの課題に効率的かつ迅速に対応できる執行体制を確立します。

.....次の条へ.....

～草案より～

(行政手続)

第39条 行政は、町民の権利利益を保護するため、許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図ります。

2 行政は、前項に関する必要な事項については、別海町行政手続条例（平成9年6月20日別海町条例第28号）で定めます。

○検討委員からの意見

- ・ここで規定する許認可等について、どのようなものがあるかわかるようにした方が良いのでは。
- ・制度として条文に規定するかもあるが、情報公開等との関係もあるので、規定して良いのでは。

●結果

- ・上記の条文で良い。

(行政手続)

第39条 行政は、町民の権利利益を保護するため、許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図ります。

2 行政は、前項に関する必要な事項については、別海町行政手続条例（平成9年6月20日別海町条例第28号）で定めます。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(政策法務)

第40条 議会及び行政は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例等の制定及び改廃を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用します。

○検討委員からの意見

- ・「解釈」という表現が気になる。都合良くと読み取れる表現ではないか。
- ・前提として、法律の範囲内で独自の解釈は、行政にはあるのではないか。
- ・地域として有利に運用するのが政策法務と考える。
- ・「解釈」の捉え方として人それぞれ違いがあるのであれば、削除しても良いのでは。

●結果

- ・上記の意見により、以下のとおり修正。

(政策法務)

第40条 議会及び行政は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例等の制定及び改廃を行うとともに、**法令等を自主的かつ適正に**運用します。

～草案より～

(危機管理)

第41条 行政は、災害等の緊急時に対処するための計画に基づき危機管理体制を整備し、町民の生命及び財産等を守るために必要な措置を講じます。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識を高め、地域一丸となった協力体制の整備に努めます。

3 町民、議会及び行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携し協力します。

○検討委員からの意見

- ・第1項に規定する計画が防災計画を想定しているのであれば、はっきりと「防災計画」等と規定してはどうか。
- ・災害等としているのであれば、例えば口蹄疫などへの対策も広く危機管理に含まれるのでは。そうであれば、ここでは計画としてないものへの対策もあるので、「計画に基づき」を削除してはどうか。
- ・条文化するだけでなく、実際に緊急時に対応できる体制を整備することが最も重要である。

●結果

- ・上記の意見により、以下のとおり修正。

(危機管理)

第41条 行政は、災害等の緊急時に**対処するため危機管理体制を整備し**、町民の生命及び財産等を守るために必要な措置を講じます。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識を高め、地域一丸となった協力体制の整備に努めます。

3 町民、議会及び行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携し協力します。

-----次の条へ-----

第9章 連携と協力 (Aグループ)

～草案より～

(様々な人々との連携と協力)

第42条 町民、議会及び行政は、別海町の特性を生かした活動や交流を通じて様々な人々や団体の知恵や意見をまちづくりに生かします。

2 町民、議会及び行政は、地域産業の振興のため、企業・大学研究機関との連携や協力を推進します。

○検討委員からの意見

- ・第2項について、「地域産業」との規定では、表現として限定的ではないか。
- ・「産業」は不要ではないか。この表現では、文化・医療・福祉・教育等の面について触れられていないように思える。

- ・「地域振興」と表現してはどうか。いろいろな方面を想定できると考える。連携や協力を規定するのであれば、基幹産業だけではない。
- ・「企業・大学研究機関」といった表現も限定的である。その他の機関も含めるべき。
- ・産業以外の分野について、項を増やして規定することもできるが、一つの文章でまとめられるのであれば、まとめるべき。
- ・研究はすぐに効果の得るものではないが、いずれ地域振興に寄与するのであれば、町として協力することも必要なことである。

●結果

- ・上記の検討を踏まえ、以下のとおり変更します。

(様々な人々との連携と協力)

第42条 町民、議会及び行政は、別海町の特性を生かした活動や交流を通じて様々な人々や団体の知恵や意見をまちづくりに生かします。

2 町民、議会及び行政は、**地域振興**のため、企業・大学研究機関**等**との連携や協力を推進します。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(国及び道との連携と協力)

第43条 議会及び行政は、まちづくりの課題を解決するため、国及び北海道と相互に連携や協力を推進します。

○検討委員からの意見

- ・地方分権の時代といえども、この規定は必要ではないか。

●結果

- ・上記の条文で良い。

(国及び道との連携と協力)

第43条 議会及び行政は、まちづくりの課題を解決するため、国及び北海道と相互に連携や協力を推進します。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(他の市町村との連携と協力)

第44条 議会及び行政は、効率的な町政運営や共通する課題を解決するため、他の市町村、広域連合及び一部事務組合等との連携や協力を推進します。

○検討委員からの意見

- ・ 今後は医療分野における連携など考えられる。
- ・ 根室管内だけを考えれば「村」は存在しないが、大きくとらえての「他の市町村」といった表現で良いか。
- ・ ちょっとした仕事の相談等もこの規定に含まれる。
- ・ 海外の友好都市などもあるが連携はどうなのか。第42条の様々な人々に含んでいと解釈して良いと考える。

●結果

上記の条文で良い。

(他の市町村との連携と協力)

第44条 議会及び行政は、効率的な町政運営や共通する課題を解決するため、他の市町村、広域連合及び一部事務組合等との連携や協力を推進します。

.....次の条へ.....

(1) 前文

わたしたちのまち別海町は、北海道の東端、根室管内の中央に位置し、東西に61kmで面積1,320km²という広大な面積を有しております。

町は、江戸後期に野付半島及びその周辺に鯨漁を中心とした魚場が開設されたことに始まり、明治2年(1869年)に90人余りの人が団体で移住したのを契機に本町の開拓がはじまりました。

冷涼な気候や火山灰性土壌など厳しい自然条件により、畑作農業は次第に牧畜農業へ転換し、昭和30年代のパイロットファーム、昭和48年から昭和58年の新酪農村の建設により、現在では生乳生産量が日本一の酪農の町となりました。

一方、平成17年(2005年)には、野鳥などの野生生物の宝庫となっている、野付半島と野付湾、それに風蓮湖が国際的に評価の高い、ラムサール条約に登録され、将来的にわたって、自然環境の保全が図られることとなりました。

別海町で暮らし、働き、学ぶわたしたちは、豊かな自然と美しい景観を守り、いつまでも住み続けたいと思うまちとするため、別海町民憲章の5つの理念を尊重し、まちづくりを進めていかなければなりません。

わたしたちは、地域の課題を解決し、まちを豊かにするのはわたしたち自身であるという強い意思をもって、自ら考え、行動し、まちづくりを進めていきます。

自治の主体は町民であるということを基本とし、あるべき自治の姿と仕組みを定め、これを育てながら、未来を担う子供たちに引き継ぐため、ここに別海町自治基本条例を制定します。

【解説】

別海町を住みよいまちにするうえで、基本的な事項を定めるものであり、その制定の趣旨を明らかにするため前文を設けます。前文では町の地理的特徴や成り立ち、これまでの発展の経緯を確認するとともに、今後、どのようなまちを目指すのかを述べ自ら考え、行動し、決定することを明らかにし規定しています。

<検討委員より出された意見>

- ・魚場とあるのは漁場ではないか。
- ・鯨漁については、漢字が難しいのでカタカナに直した方が良いのでは。(鯨→ニシン)
- ・90人余りの人の文言については、90人余りの人たち又は人々としてはどうか。

【検討後の条文】

(2) 条例の見直し(全1条)について

(条例の見直し)

第45条 町長は、この条例が当初の目的を達成しているか総合的に検討するために、別海町自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

2 議会及び行政は、前項の規定に基づく検討の結果、条例の見直し等が必要な場合は、適切な措置を講じます。

3 委員会に関し必要な事項は町長が別に定めます。

【解 説】

この条例が社会情勢に適合しているかを定期的に見直す仕組みについて定めています。

また、条例及び条例に基づく制度が適切に運用されているかについても、定期的にチェックすることが重要であり、条例を作っただけで終わらせない仕組みとして、条例の見直しにあっては、「別海町自治推進委員会」のチェック機関を設けることとして定めています。

【検討した内容】

- ・ 条例を作りっぱなしにしない為の制度として具体的な委員会の設置について規定する。ただ、条例上は設置についてまでの規定とし、具体的方法は別に定める(規則や要綱)方向でとしています。
- ・ 見直しの期間についても条文内で明記する(5年以内ごとに等)点について検討したが、期間の規定にとらわれることのない検討を求め、規定していません。
- ・ 見直しに対する町の対応については条例において規定すべきとの考えから、第2項を規定しています。

<検討内容>

【検討後の条文】